

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成31年 4月26日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局長 黒川 純一良

1. 一般競争に付する事項

(1) 調達案件の名称及び数量 (電子調達システム対象案件)

H31-35 国営明石海峡公園運営維持管理業務 1式

(2) 調達案件の概要 「H31-35 国営明石海峡公園運営維持管理業務 民間競争入札実施要項 (以下、「実施要項」という。)」による。

(3) 履行期間 平成32年2月1日から平成36年 1月31日まで

(4) 履行場所 国営明石海峡公園

- ・淡路地区 兵庫県淡路市
- ・神戸地区 兵庫県神戸市

(5) 入札方法

- ① 本業務の入札は競争の導入による公共サービスの改革に関する法律 (平成18年法律第51号) (以下、「法」という。) に基づく民間競争入札として実施する。
- ② 落札決定にあたっては、総合評価落札方式 (加算方式) をもって行うので、総合評価のための本事業実施の具体的な方法及びその質の確保の方法等に関する書類 (以下「企画書」という。)、競争参加資格等必要とされる資格を確認するための書類を添付した書類 (以下「企画書」という。) を提出すること。
- ③ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ③ 電報及び郵送による入札は認めない。
- ④ 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

(6) 電子調達システムの利用

本案件は、入札及び競争参加資格確認申請書等 (以下「申請書等」という。) の提出

を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難しい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

2. 競争参加資格等

(1) 単体企業

- ① 法第15条において準用する第10条各号に該当する者でないこと。
- ② 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 平成31・32・33年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、当該資格に係る申請については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年11月26日付官報）の別表に記載されている申請受付窓口（近畿地方整備局総務部契約課ほか）にて随時受け付けている。

- ④ 証明書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間がないこと。
- ⑤ 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年11月26日付け衆議院庶務部会計課長、参議院庶務部会計課長、国立国会図書館総務部会計課長、最高裁判所事務総局経理局長、会計検査院事務総長官房会計課長、内閣府大臣官房会計課長、復興庁会計担当参事官、総務省大臣官房会計課長、法務省大臣官房会計課長、外務省大臣官房会計課長、財務省大臣官房会計課長、文部科学省大臣官房会計課長、厚生労働省大臣官房会計課長、農林水産省大臣官房参事官（経理）、経済産業省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房会計課長、環境省大臣官房会計課長、防衛省大臣官房会計課長。以下、「平成30年11月26日付け公示」という。）に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。）でないこと。
- ⑥ 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
- ⑦ 入札説明書を下記3（3）の交付方法により直接入手した者であること。
- ⑧ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- ⑨ 他の入札参加者又は所属する共同体以外の共同体の構成員との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - (a) 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更正手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ・親会社と子会社の関係にある場合
 - ・親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (b) 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、ii)については、会社

- の一方が更生会社又は更正手続が存続中の会社である場合は除く。
- i) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - ii) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ⑩ 競争の公平性を害すると判断される場合には、当該対象公共サービスに係る業務に関与する者でないこと。
- ⑪ 近畿地方整備局国営公園運営維持管理業務有識者委員会の委員又は委員が属する事業者でないこと。
- ⑫ 守秘義務の遵守などについて社内の規則で明記していること。
- ⑬ 国営明石海峡公園事務所で実施した「国営明石海峡公園管理運営基本計画作成業務」、「利用実態調査業務」に参加している者及び当該業務の管理技術者・担当技術者の出向・派遣元並びにこれらの者と資本面・人事面で関係がある者でないこと。
- ⑭ 企業の業務実績に関する要件
- 実施要項1. 2. に掲げる業務を担当する企業等は、業務内容に応じて実施要項3. 2. に示す「表7 企業の業務実績等に関する要件」を満たすこと。なお、参加資格要件の確認は、3（6）申請書類の提出期限の日をもって行うものとする。

表7 企業の業務実績等に関する要件

	①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務	②施設・設備維持管理業務	③植物管理業務	④収益施設等管理運営業務
	・本業務全体のマネジメント及び企画立案業務に必要な要件	・施設・設備維持管理業務に必要な要件	・植物管理業務に必要な要件	・収益施設等設置管理運営業務に必要な要件
業務実績※1	下記に示す業務（平成16年度以降に完了した履行期間が概ね12ヶ月以上の業務に限る）において1件以上の実績を有していること（申請書類提出時において実施中の業務にあつては、平成32年1月31日までに完了するもの）			
	下記の1)～2)のいずれかを対象とした業務全体のマネジメント及び企画立案業務（実施要項1.2.1参照）の実績を1件以上有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務（実施要項1.2.2参照）の実績を1件以上有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした植物管理業務（実施要項1.2.3参照）の実績を1件以上有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした収益施設等設置管理運営業務（実施要項1.2.4参照）の実績（収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績）を1件以上有すること
	1) 地区公園、特殊公園、都市市民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の利用に供している都市公園（総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園など） 2) レクリエーション施設※2 又は観光・商業施設※3 で、園地管理※4 を行っている施設			
注意	共同体等の代表者	共同体等の一員（代表者以外）としての実績も認める		

	事項	等の中心的役割を担った業務のみを実績とする		
	保有資格者		1級造園施工管理技士を1名以上有する法人であること	

- ※1：業務実績は、契約書等により実績が確認できるものに限る。（共同体での実績の場合は、当該企業が実施した業務分のみが実績となる。）
- ※2：レクリエーション施設：主に屋外において、都市公園法の公園施設と同様な施設の構成により不特定多数の利用者へ有料でサービスを提供しているもの(例：遊園地、動物園、植物園、水族館、牧場、テーマパーク、ゴルフ場等)
- ※3：観光・商業施設：宿泊、ツアーガイド、物品販売など多様なサービスを一元的に不特定多数の利用者へ有料で提供しているもの(例：大規模ホテル、複合ショッピングセンター等)
- ※4：園地：屋外において年間を通して植物と空地が一体となり、それらの利用・鑑賞を目的として広く一般に周知されているとともに、適切かつ計画的な維持管理がなされている現存する園地。(移動可能なプランター等の植物管理は含まない。)

⑮ 配置予定技術者の業務実績等に関する要件

実施要項1. 2. に掲げる業務を担当する配置予定者は、業務内容に応じて実施要項3. 3. に示す「表8 配置予定者の業務実績等に関する要件」を満たすこと。なお、競争参加資格の確認は、3（6）申請書類の提出期限の日をもって行うものとする。

表8 配置予定者の業務実績等に関する要件

	①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務の業務責任者（総括責任者）	②施設・設備維持管理業務の業務責任者	③植物管理業務の業務責任者	④収益施設等管理運営業務の業務責任者
業務の経験	下記に示す同種又は類似業務（平成16年度以降に完了した履行期間が概ね12ヶ月以上の業務に限る）の経験を有すること（申請書類提出時において実施中の業務にあっては、平成32年1月31日までに完了するもの）			
同種業務の経験※1	下記の1)～2)のいずれかを対象とした業務全体のマネジメント及び企画立案業務（実施要項1.2.1参照）の実績を有し、かつ、下記のア)～ウ)のいずれかの経験を有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務（実施要項1.2.2参照）に関する業務の実績を有し、かつ、施設・設備維持管理業務に関する下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした植物管理業務（実施要項1.2.3参照）に関する業務の実績を有し、かつ、植物管理業務に関する下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること	下記の1)～2)のいずれかを対象とした収益施設等設置管理運営業務（実施要項1.2.4参照）に関する業務の実績（収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績）を有し、かつ、収益施設等設置管理運営業務に関する下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること
	1)都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の利用に供している10ha以上の都市公園（総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園など） 2)レクリエーション施設※4 又は観光・商業施設※5 で、2ha以上の園地管理※6を行っている施設			
	ア)延べ2年以上の総括責任者※2の経験 イ)延べ3年以上の業務責任者※3の経験 ウ)総括責任者※2または業務責任者※3の経験を有し、かつ技術士（建設部門：都市及び地方計画）または技術士（総合技術監理部門：建設）の資格を有する者	エ)延べ2年以上の業務責任者※3の経験 オ)延べ3年以上の業務経験		
類似業務の経験	下記の3)～5)のいずれかを対象としたマネジメント、企画運営管理、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、収益施設等設置管理運営業務（実施要項1.2.1～1.2.4参照）のいずれかに関する業務の実績を有し、かつマネジメント、企画運営管理、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、収益施設等設置管理運営業務のいずれかに関する下記のア)～ウ)のいずれか	下記の3)～5)のいずれかを対象とした施設・設備維持管理業務（実施要項1.2.2参照）に関する業務の実績を有し、かつ、施設・設備維持管理業務に関する下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること	下記の3)～5)のいずれかを対象とした植物管理業務（実施要項1.2.3参照）に関する業務の実績を有し、かつ、植物管理業務に関する下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること	下記の3)～5)のいずれかを対象とした収益施設等設置管理運営業務（実施要項1.2.4参照）に関する業務の実績（収益施設のうち、いずれか1種類以上の運営を行った実績）を有し、かつ、収益施設等設置管理運営業務に関する下記のエ)又はオ)のいずれかの経験を有すること

	の経験を有すること			
	3)都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の利用に供している4ha以上の都市公園（総合公園、運動公園、広域公園及び国営公園など） 4)都市公園の種別として、地区公園又は特殊公園 5)レクリエーション施設※4 又は観光・商業施設※5 で、園地管理※6を行っている施設			
	ア)延べ2年以上の総括責任者※2 の経験 イ)延べ3年以上の業務責任者※3 の経験 ウ)総括責任者※2または業務責任者※3の経験を有し、かつ技術士（建設部門：都市及び地方計画）または技術士（総合技術監理部門：建設）の資格を有する者	エ)延べ2年以上の業務責任者※3 の経験 オ)延べ3年以上の業務経験		
資格	—	—	1級造園施工管理技士	—
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務責任者※3 は、平成32年2月1日時点において、単体企業又は共同体の構成員との直接的な雇用関係があるものであること。企画書の提出時に雇用関係が無い場合は、業務開始時までに雇用関係にあること（雇用関係にあることを約束する念書等（任意書式）で確認する）。なお、単体企業又は共同体の構成員との直接的な雇用関係がないことが判明した場合、「虚偽の記載」として取り扱う。 ・上記①の業務責任者※3 1名を総括責任者※2 とすること。 ・共同体にあっては、上記①の総括責任者※2 は代表企業に所属する者とする。 ・総括責任者は、原則、実施期間中専任※7とする。なお、病気・死亡等の事情によりやむを得ず総括責任者又は総括責任者以外の業務責任者を変更する場合は、上記に掲げる基準を満たし、かつ、当初の者と同等以上の者を配置するものとし、予め近畿地方整備局の承諾を得るものとする。 ・総括責任者※2 は各業務の業務責任者を兼務することができる。また、業務責任者※3 は他業務の業務責任者※3 を兼務することができる。 ・開園期間中は、上記①の業務責任者（総括責任者）が勤務する体制か、上記②～④の業務責任者のうち少なくとも2名以上が勤務する体制とすること。さらに業務責任者が勤務しない業務については、その業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め上記①～④が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとること。なお、やむを得ず業務責任者を2名以上勤務する体制をとることが一時的に困難となる場合には、緊急対策も含め、上記①～④の業務が迅速かつ円滑に行われる勤務体制を確保した上で、事前に総括調査員の承諾を得ること。（ただし、事故などやむを得ない事由により事前に承認を得られない場合を除く。） ・主な業務従事（勤務）場所は、淡路地区にあっては明石海峡公園管理センター、神戸地区にあっては管理棟とすることを想定している。 			

※1:業務経験は、契約書等により実施が確認できるものに限る。（共同体の場合は、当該配置予定者が実施した業務のみが実績となる。）

※2:総括責任者とは、複数の業務分野について全体的に総括する立場の者をいう。収益施設等設置管理運営業務を行う場合及び収益施設等設置管理運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分し、収益施設等管理運営業務への委託費の支出は認めない。

※3:業務責任者とは、個別業務の責任者をいう。収益施設等設置管理運営業務責任者と兼務する場合、収益施設等設置管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分し、収益施設等設置管理運営業務への委託費の支出は認めない。なお、複数の業務分野について全体的に総括する立場の者を補佐する者の経験は、業務責任者の経験とみなす。

※4:レクリエーション施設：主に屋外において、都市公園法の公園施設と同様な施設の構成により不特定多数の利用者へ有料でサービスを提供しているもの(例：遊園地、動物園、植物園、水族館、牧場、テーマパーク、ゴルフ場等)

※5:観光・商業施設：宿泊、ツアーガイド、物品販売など多様なサービスを一元的に不特定多数の利用者へ有料で提供しているもの(例：大規模ホテル、複合ショッピングセンター等)

※6:園地：屋外において年間を通して植物と空地が一体となり、それらの利用・鑑賞を目

的として広く一般に周知されているとともに、適切かつ計画的な維持管理がなされている現存する園地。(移動可能なプランター等の植物管理は含まない。)

※7:専任とは、他の工事及び業務等に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該業務に係る職務にのみ従事していることをいう。ただし、契約の締結後、業務を開始するまでの期間(準備期間)は専任を要しない。

(2) 共同体

- ① 2 (1) に掲げる条件を満たしている者より構成される共同体であること。
- ② 業務形態
 - (a) 構成員の分担業務が、業務の内容により、「H31-35 国営明石海峡公園運営維持管理業務△△・××共同体協定書」において明らかであること。
 - (b) 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、「H31-35 国営明石海峡公園運営維持管理業務△△・××共同体協定書」において明らかであること。
- ③ 代表者要件
構成員において決定された代表者が、「H31-35 国営明石海峡公園運営維持管理業務△△・××共同体協定書」において明らかであること。
- ④ 共同体の協定書は、別紙1に示した「H31-35 国営明石海峡公園運営維持管理業務△△・××共同体協定書」によるものであること。
- ⑤ 共同体で本業務を履行する場合は、申請書類と併せて「H31-35 国営明石海峡公園運営維持管理業務△△・××共同体協定書」を提出すること。
- ⑥ 共同体で本業務を履行する場合、代表企業は、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務、収益施設等設置管理運営業務を包括的に管理すること。
- ⑦ 入札参加者は、共同体として参加する場合、下記の業務を担当する企業を明らかにするものとする。
 - (a) 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務
 - (b) 施設・設備維持管理業務
 - (c) 植物管理業務
 - (d) 収益施設等設置管理運営業務
- ⑧ 入札参加者は、共同体として参加する場合、代表企業を定め、当該代表企業が入札・契約手続きを行うこととする。代表企業は、上記2 (2) ⑦ (a) 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務を担当する企業とする。
- ⑨ 入札参加者は、共同体として参加する場合、3 (6) 申請書類の提出期限の日以降は、共同体を構成する者の変更を認めない。
- ⑩ 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が初注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所及び契約条項を示す場所並びに当該入札に関する問い合わせ先

〒540-8586

大阪府大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館

国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約課 購買第一係

電話 06-6942-1141 (内線2536)

(2) 入札説明書の交付期間

別表1のとおり。

(3) 入札説明書の交付する場所及び方法

電子調達システムにより交付する。(質問回答等を、電子調達システムの調達資料ダウンロード機能を用いて行うため、資料のダウンロードの際に「ダウンロードした案件について訂正・取消が行われた際に更新通知メールの配信を希望する」にチェックを入れること。)

ただし、やむを得ない事由により、電子調達システムにより入手が出来ない場合は、上記3(1)に問い合わせること。

(4) 電子調達システムの URL

<https://www.geps.go.jp/>

(5) 電子調達システム及び紙入札方式による競争参加資格確認申請書及び証明書等の受領期限
別表1のとおり。

(6) 電子調達システム及び紙入札方式による入札書の受領期限

別表1のとおり。

(7) 開札の日時及び場所

日時 別表1のとおり。

場所 近畿地方整備局 入札室

(8) 本業務は平成32年2月1日から履行を開始するものとする。

4. その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 入札保証金 免除 契約保証金 要

(3) 入札者に要求される事項

① 電子調達システムにより参加を希望する者は、所定の受領期限までに競争参加資格確認申請書及び証明書等を上記3(4)に示すURLに提出しなければならない。

② 紙入札方式により参加を希望する者は、所定の受領期限までに競争参加資格確認申請書及び証明書等を上記3(1)に示す場所に提出しなければならない。

なお、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から競争参加資格確認申請書及び証明書等の内容に関する照会があった場合には、説明しなければならない。

(4) 企画書に関するヒアリング

提出された企画書について以下のとおりヒアリングを実施する。

①実施予定日：別表1のとおり。

②実施時間：別途通知する

③実施場所：近畿地方整備局 新館3階 建政部補助対応室(住所は上記3(1)に同じ)

(5) 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入札、入札の条件に違反した入札及び電子調達システムを利用するための IC カードを不正に使用した者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

① 予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札したもののうち、実施要項（5. 2. 2）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

② 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。

(8) 手続きにおける交渉の有無 無

(9) その他 詳細は入札説明書による。

別表 1

3. (3)	入札説明書の交付期間	平成31年 4月26日(金) から 平成31年 6月 7日(金) までの 午前10時00分から午後5時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
3. (6)	申請書及び証明書等の 受領期限	平成31年 6月 7日(金) 午後5時00分
3. (7)	企画書及び収益施設運 営計画書の受領期限	平成31年 8月 1日(木) 午後5時00分
3. (8)	入札書の受領期限	平成31年10月 4日(金) 午後5時00分
3. (9)	開札の日時	平成31年10月 7日(月) 午後2時00分
4. (4)	企画書に関するヒアリ ング	平成31年 8月22日(木) (予備日:平成31年 8月23日(金))